平成２１年（フ）第５３２号
兵庫県尼崎市南城内147番地の８
破産者　日髙惠美子
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６３２号
兵庫県西宮市今津巽町５番32号
破産者　小林　信幸
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７１６号
兵庫県西宮市馬場町４番27―604号
破産者　中道　大作
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７７６号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番２―1804号、前住所兵庫県西宮市津門綾羽町６番32号
破産者　横山　正一
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３４号
鳥取県鳥取市若葉台北４丁目13番１号
破産者　泉谷　明義
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７３号
鳥取県東伯郡北栄町江北487番地18
破産者　福島　康平
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２０年（フ）第２５８号
山口県下関市勝谷新町２丁目１番８号
破産者　渡邉　芳夫
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第６３号
福岡県大牟田市大黒町１丁目33番地16　レピュート85―101号
破産者　徳永　博美
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第６１号
福岡県豊前市大字今市166番地３
破産者　野上　義男
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第２８０号
熊本市尾ノ上４丁目11番47号
破産者　山下　博之
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１００４号
札幌市西区八軒５条西11丁目１番23―502号
破産者　清水　富雄
１　決定年月日　平成21年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９６号
北海道岩見沢市鳩が丘１丁目５番６号
破産者　土本　　修
１　決定年月日　平成21年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１６５号
北海道岩見沢市栗沢町由良740番地４
破産者　滝口　優一
１　決定年月日　平成21年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第３９７号
青森県東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干77番地18
破産者　稲葉　孝治
１　決定年月日　平成21年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３号
埼玉県越谷市大字大泊11番地１　ドマ・ファミール101
破産者　酒匂　英孝
１　決定年月日　平成21年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３２３号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島920番地の３
破産者　林　　善一
１　決定年月日　平成21年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１２８号
神奈川県横須賀市船越町８丁目18番８号
破産者　内田　雅弘
１　決定年月日　平成21年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１２９号
神奈川県横須賀市船越町８丁目18番８号
破産者　辻村　真弓
１　決定年月日　平成21年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第６３３号
新潟県東蒲原郡阿賀町京ノ瀬1692番地
破産者　佐藤眞理子
１　決定年月日　平成21年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第６３４号
新潟県東蒲原郡阿賀町京ノ瀬1692番地
破産者　佐藤　正弘
１　決定年月日　平成21年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部